



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局
滋賀国道事務所
資料配布

配布日時	平成25年 6月14日 14時 00分
------	------------------------

件名	<b>一般国道1号 <small>みなくち</small> 水口道路2工区について土地収用法に基づく事業認定が告示</b>
----	---

概要	<p>○一般国道1号 <small>みなくち</small> 水口道路2工区 (甲賀市 <small>こうか</small> 水口町 <small>みなくち</small> 名坂 <small>ちょうな</small> 名坂 ~ 同市同町 <small>いずみ</small> 泉) は、平成27年度の完成供用を目指して事業を推進しています。</p> <p>○同区間について、平成25年6月14日付で土地収用法に基づく事業認定が告示され官報に掲載されましたので、お知らせします。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	滋賀県政記者クラブ
------	-----------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 副 所 長 <small>なかむら</small> 中村 <small>かすみ</small> 香澄 (内線204) 用地第二課長 <small>ふじい</small> 藤井 <small>やすひさ</small> 靖久 (内線241) 計 画 課 長 <small>まつした</small> 松下 <small>ゆきお</small> 幸男 (内線261) TEL 077-523-1741 (代表)
--------	---

# 一般国道1号 水口道路

水口道路は、地域高規格道路「甲賀湖南道路」の一部を構成し、国道1号の甲賀市内の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を図るとともに、甲賀地域の物流拠点から名神高速道路へのアクセスを改善し、物流の効率化を支援することを目的として計画された道路です。

水口道路11.0kmのうち、平成19年度までに暫定2車線、暫定3車線での整備区間も含めて約10.1kmが開通しています。

現在、2工区である甲賀市水口町名坂から同市同町泉に至る延長3.6kmについて、平成27年度の完成（4/4車線）を目標に事業を推進しています。

## <計画諸元>

計画区間：（自）甲賀市土山町大野 （至）湖南省市岩根

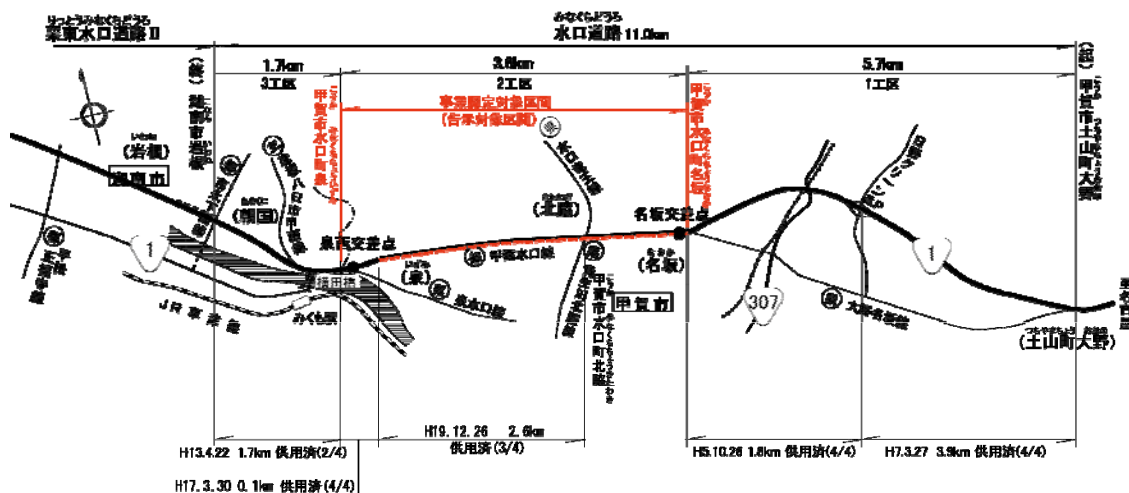
延長：約11.0km

車数数：4車線

## 位置図



## 事業認定対象区間の概要図



～お知らせ～

○一般国道1号水口道路2工区(甲賀市水口町名坂～同町泉)について、土地収用法に基づく事業認定が告示され官報に掲載されたので、お知らせします。

## ■事業認定の概要

○事業認定告示日：平成25年6月14日

○件名：一般国道1号改築工事(水口道路・滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手地内から同市同町泉字下河原地内まで)

○区間：滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手、字太田及び字下代、水口町北脇字中切、字藤木、字山手及び字岡本、水口町北泉一丁目、水口町泉字念佛田、字畑ヶ田、字田ノ丸、字揚木、字山之神、字三十六、字才子、字サイコ、字中ノ切及び字下川原地内

○起業者：国土交通大臣

## <参考>

○国道1号水口道路(甲賀市水口町名坂～同市同町泉間)の用地取得状況

・用地取得率 約96%(契約件数ベース)(H25.6.1現在)

○土地収用法の事業認定

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続きは、この土地収用法の手続きの一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が『真に公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、当該事業のために土地等を収用する必要があること』について認定する手続きです。